切り捨てられる生活保護

失業や経済不況に伴うリストラなど、国民生活に未曽有の危機的状況が広がっている。収入が途絶えても、多くの人たちが飢えることなく生活できるのは、憲法25条で保障された生活保護制度が存在しているからだ。しかし、今、政府内で保護切り捨ての議論が過熱している。厚労省は7月に「生活支援戦略」案をまとめ、保護世帯の削減方針を鮮明に打ち出した。〝最後のセーフティーネット〟を安易に狭めて良いのか。現状と課題を考えた。

保護率1・6％

生活保護の受給者は2011年7月から過去最多を更新し続け、12年3月現在で210万人を超えた。ただ、全人口に占める保護利用者の割合（保護率）は1・6％で、貧困率16％（2009年）と比べると10分の1しか保護できていないことが分かる。保護受給の要件である資産（貯金）を加味しても、保護の捕捉率は2割程度にとどまり、大半の人に保護が行き届いていない。

西欧諸国の保護率は6～10％で、捕捉率は7～9割に達する。「すべての国民に最低生活を保障する」という保護制度の目的からすると、日本の保護制度が役割を十分に果たしているとは言えないだろう。

社会的弱者9割

保護受給者の内訳は、11年8月現在、高齢者世帯（42・7％）と障害者・傷病者世帯（32・9％）、母子世帯（7・6％）で8割を超える。また、稼働年齢層を含む「その他世帯」は17・0％だが、50歳以上と20歳未満が7割を占めるなど、圧倒的多数は働くことが困難な人たちだ。

不況の深刻化で280万人が失業し、有効求人倍率は0・65倍で就業希望者の3人に1人は職が無い状況にある。被災地はもっと深刻だ。「受給者は怠けている」との批判もあるが、働きたくても働けず、生活保護に頼らざるを得ない現実がある。

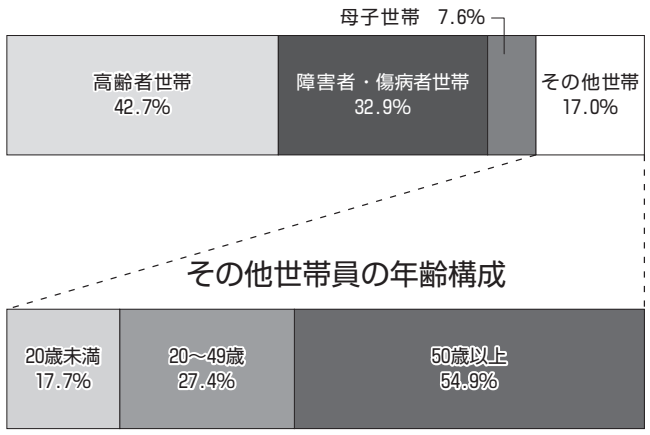

厚労省「福祉行政報告例」から作成

生活保護に占める不正受給の割合

	不正受給件数の割合	不正受給金額の割合
2010年度	1.80%	0.38%

厚労省「生活保護制度の現状等について」「福祉行政報告例」から作成

「不正」額は0・38％

厚労省の監査実施結果報告では、10年度の生活保護の「不正」件数の割合は1・80％、金額の割合は0・38％だった。「不正」はごく一部だ。07年に北海道で起きた元暴力団員による巨額の通院移送費不正受給のような事件もあるが、「不正」の6割はわずかな勤労収入の申告漏れや過少申告で、中には高校生の小遣い稼ぎのアルバイト収入も含まれる。申告すれば各種控除で収入認定されないのが通常であり、悪質でない事例も少なくない。

申告義務の徹底や悪質業者の監視は自治体の役割によるところが大きいが、ケースワーカーを基準（80世帯に対して一人）通り配置せず、担当者に負担が集中している例が少なくない。悪質な「不正」を防止するには、ケースワーカーの抜本的拡充が不可欠だ。

扶養義務はない

生活保護法4条では、資産や稼働能力の活用を保護の「要件」にしている。芸能人のケースで問題になった扶養義務は、保護の前提条件にはなっていない。無理に扶養義務を課せば、共倒れになる恐れがあるからだ。民法上の老親や親族への扶養義務は、通説でも判例でも、「社会的地位にふさわしい生活を成り立たせた上で、余裕があれば援助すべき」とのレベルに留まる。

厚労省は2008年に「扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行い、保護の申請をあきらめさせるようなことがあれば、申請権の侵害にあたるおそれがある」と通知している。経済力のある親族がいても保護は受けられるし、「不正」受給でもない。

受給者削減狙う

厚労省は7月に「生活支援戦略」案を公表し、生活保護基準の切り下げや扶養義務の徹底を打ち出した。保護費の5割を占める医療扶助費を削減するために、医療機関への指導強化まで盛り込んでいる。扶養義務を強化すれば、親族に迷惑をかけることを懸念し、保護申請をあきらめる人が続出することは明らかだ。孤立死や自殺といった重大な問題を引き起こすことになる。

大阪市では、受給者の受診を1診療科1医院に制限することや、医療機関への指導強化など、橋下徹市長が率先して生活保護の締め付け策を進めている。厚労省も大阪市も、狙いは保護費の削減にあるが、生活保護受給者が増え続けている根本原因に目を向けなければ問題は解決しない。

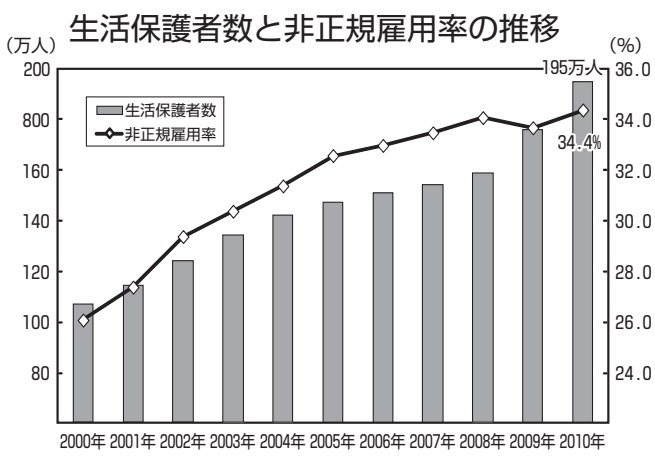

厚労省「福祉行政報告例」、総務省「労働力調査調査」から作成

雇用改善が必須

貧困層が拡大している理由の一つは、規制緩和による非正規雇用の急増にある。全労働者の3分の1に上っており、若者に限れば半数が非正規だ。劣悪な雇用状況が、ワーキングプアを生み出している。さらに、雇用保険の加入率は失業者の2割程度に過ぎず、「失業＝生活保護」が大半だ。

社会保障制度の脆弱さも問題だ。保護基準より少ない国民年金の平均受給額や無年金、低所得者への乏しい住宅補助など、保護に陥る前に救済する仕組みが、あまりにも不十分だ。保護受給者が増えることは当然である。

日本も加盟する国際労働機関は、6月に「社会保障の権利は人権である」とする勧告を出し、貧困の解決や正規雇用への転換を求めた。この立場で生活保護増加の原因に向き合い、社会保障の拡充・雇用状況の改善に一刻も早く取り組むことが求められている。

実態に即した基準求める

技工士法改定案

歯科技工所の構造設備基準や技工指示書の記載事項の変更を盛り込んだ歯科技工士法改定案に対して、協会は8月8日、「零細技工所を廃業に追い込むような構造設備基準の変更は、絶対にあってはならない」などとするパブリックコメントを厚労省に送付した。

構造設備基準の強化について、「実態に合わない構造設備基準を押し付ければ、多くの零細技工所が廃業に追い込まれ、安心で安全な日本の歯科技工そのものが崩壊してしまう恐れがある」とし、「歯科技工所の実態に合わせながら少しずつ進めるべきである」と強調した。

技工指示書の患者の氏名記載については、「トレーサビリティのために患者の氏名等が必要となるのは、海外委託の場合のみである」と指摘。トレーサビリティを確保しても海外技工の安全性は確保できないと述べ、日本と同等の基準の適用を求めると共に、補てつ物の海外委託を想定した歯科技工指示書への新たな項目の追加に反対の立場を表明した。

原発ゼロシナリオを支持

新エネルギー政策

2030年時点の原発比率を問う新たなエネルギー政策のパブリックコメントで、協会は8月8日、「原発ゼロ」を支持する意見を政府に提出した。

協会は、原発が重大な事故を起こし、放射性物質が外部に放出されると、「自然環境や地域社会に回復不可能な影響をもたらし、内・外部被曝による健康被害も含め、住民に甚大な被害を及ぼす」と強調した。

その上で、現在の原発技術は「放射性物質を無害化することも、絶対的に安全に保管することもできない」と指摘。「人類によるコントロールは不可能」と述べ、原発を廃止し、再生可能エネルギーへの転換を求めた。

政府は、新たなエネルギー政策として、原発比率①ゼロ②15％③25％―の3案を提示していた。パブリックコメントや討論型世論調査などで寄せられた意見は、「国民的議論に関する検証会合」が内容を協議し、政府のエネルギー・環境会議に結果報告する。同会議は、原発依存度を示す「エネルギー環境戦略」作りに反映させる方針。